

柳川市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和7年5月30日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 浦川 和久

令和6年度(4月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

議会事務局、消防本部、教育部(生涯学習課)、監査委員事務局

3 監査の実施期間

令和7年4月1日から令和7年4月30日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日(令和6年度分)

令和6年3月1日から令和6年5月31日(令和5年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資料及び証

抛書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

中 村 秀 樹（識見監査委員）

浦 川 和 久（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《議会事務局》

【指摘事項】

(契約事務)

ア 下記の契約について、予定価格の設定が行われていない。

- ・コピー機賃貸借契約
- ・複写式パフォーマンス契約
- ・FAX機賃貸借契約

イ FAX機賃貸借契約書について、契約事務規則第 29 条の規定に基づいて契約保証金を免除しているが、適用号数を誤っている。

【注意事項】

ア カラー複合機の賃貸借契約及びカウンター契約に係る見積結果について、見積決定の決裁を受ける前に、見積書提出業者へ通知している。

イ 会議録印刷製本について、会議録作成業務の単価契約締結前に伺兼依頼書を起案している。

ウ 交際費支出伺の決裁を受ける前に支出しているものがある。

《消防本部》

【指摘事項】

(支出事務)

ア 戻入処理すべき旅費返戻金が、雑入として収入されている。

イ 柳川市消防団運営等交付金について、実績報告で交付対象経費に対象外経費を計上しているものがある。

(契約事務)

ア ZOOMライセンスソフトウェア使用契約について、予算不足のまま契約締結し、後で予算流用している。

イ 寝具等衛生管理契約(単価契約)について、単価の予定価格設定が行われていない。

ウ 複合機賃貸借契約及びカウンター契約について、契約書にも起案文書にも契約保証金の記載がないまま契約保証金を免除している。

【注意事項】

ア 物品購入に係る事務について下記のものがある。

- ・見積書の日付が伺兼依頼書の決裁日より前になっている。
- ・見積書に日付の記入がない。
- ・伺兼依頼書の配当残額や決定金額を鉛筆で記入している。

《教育部》

(生涯学習課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 令和 6 年 3 月 31 日起票の柳川古文書館 4 月分通信費の調定決議書が、会計管理者に通知されないまま保管されている。

イ コミュニティ施設の使用料について、調定及び収入の誤りがある。

(支出事務)

ア 下記の補助金について、補助金額は 200 万円以上であるが、交付決定にあたり財務規則第 4 条第 1 項に規定する財政課長を経た総務部長との合議が行われていない。

- ・柳川市青少年育成市民会議補助金
- ・熊野神社（蒲船津区内）内にある児童遊具の更新補助金
- ・水郷柳河（三柱神社）歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業補助金

イ 令和 6 年 3 月 31 日に起票された柳川市史関係史料調査業務委託料の支出負担行為変更書について、変更契約金額で起票されていない。

(契約事務)

ア 柳川市民文化会館調光設備周辺機器の物品売買契約について、予定価格が 80 万円を超えているが、伺兼依頼書により処理されている。

イ 下記の契約について、予定価格調書を入れる封筒に封印がなされていない。

- ・柳川市民文化会館自家用電気工作物保安管理業務委託契約
- ・スタインウェイピアノ保守点検業務委託契約
- ・柳川市民体育館・柳川市民弓道場機械警備業務委託契約
- ・雲龍の郷屋形昇降装置保守点検業務委託契約

ウ 旧綿貫家住宅を活用した事業業務委託契約書について、契約事務規則第 29 条の規定に基づいて契約保証金を免除しているが、適用号数を誤っている。

エ 柳川市民文化会館除草業務委託契約について、見積依頼起案文書を作成しておらず、予定価格の設定も行っていない。

オ 埋蔵文化財発掘調査に伴う労働者派遣個別契約について、契約金額は 1,000 万円以上であるが、契約締結にあたり財務規則第 4 条第 1 項に規定する財政課長を経た総務部長との合議が行われていない。

カ 柳川市史関係史料調査業務委託契約について、契約書の委託業務内容と見積依頼時の仕様書が相違している。

キ 柳川古文書館警備業務委託契約について、令和 6 年 4 月 1 日に契約締結した代表者名が異なる契約書が 2 部保管されている。

ク 令和 6 年 7 月 20 日起案のインクカートリッジ購入に係る伺兼依頼書について、決裁権者の押印がない。

ケ 令和 6 年 9 月 1 日起案の医薬品購入に係る伺兼依頼書について、予算残額が不足している状態で起案し、後に予算流用している。

【注意事項】

ア 公用車運転日誌について、下記のものがある。

- ・使用終了時間の記入がない。
- ・課長印の押印がない。

イ 物品購入事務について、下記のものがある。

- ・契約締結伺書の起案日が、見積書の日付より前になっている。
- ・伺兼依頼書の決裁日が、見積書の日付より後になっている。
- ・契約締結伺書に契約日の記入がない。
- ・見積書に日付の記入がない。
- ・見積徴取予定者の記入がない。

ウ 起案文書について、下記のものがある。

- ・決裁日や施行日の記入がない。
- ・施行日を誤記している。

エ 柳川市民体育館 2 階北側電動カーテン修繕契約について、予定価格調書の日付を誤記している。

オ アーティスト・イン・レジデンス事業業務委託契約について、契約締結伺に係る契約保証金免除の該当号数を誤記している。

カ 柳川市民体育館空調設備等工事实施設計業務委託契約について、見積依頼文書の日付を誤記している。

キ 柳川・みやまホストタウン交流事業連絡協議会について、解散に伴う残金が生じているが、柳川市への返金処理を行っていない。

ク 柳川おもてなし健康マラソン大会実行委員会について、柳川市負担金に係る収入伝票が作成されていない。

ケ 企画展「田中富美男写真展」展示工作物作成業務委託契約について、請書に記載された「6 仕様書等(別紙)」の添付がない。

コ 生涯学習課が所管する施設の利用（使用）許可申請書及び使用料減免申請書について、下記のものがある。

- ・減免の適用号数を誤記している。
- ・市側で記入すべき使用料の記入漏れ及び誤りがある。

《監査委員事務局》

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

【全般的共通注意事項】

ア 随意契約に係る事務について、予定価格が設定されていないものや契約保証金の取扱いが適正に処理されていないものなどが見受けられる。事務処理に当たっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市随意契約ガイドラインを参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

イ 物品の購入等に関する事務等について、伺兼依頼書及び契約締結伺書への記入漏れ、伺兼依頼書起案から契約締結伺書決裁までの処理において日付に整合性のないもの、徴取した見積書に日付の記入のないものなどが見受けられるため、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱等を十分に確認し、適正な事務処理を行われたい。

ウ 公文書への記入漏れや記入誤りなどの安易なミスや合議の漏れが見受けられるため、職員間で課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、事務の改善に向け積極的に取り組まれたい。